

市会議第3号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年2月27日提出

提出者 市会運営委員会委員長 加藤 盛司

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属並びに常任委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、それぞれ1個の常任委員となるものとする。

第4条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が、議会において審議されている間在任する。

第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を第20条とする。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。